

令和5年5月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和5年	5月18日	開会
令和5年	5月18日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第12号

令和5年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月1日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和5年5月18日（木）午前10時

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和 5 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 5 年 5 月 1 8 日（木曜日）

午前 1 0 時開議

議 事 日 程

- | | | |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第 1 号 令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 | 4 | 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 | 5 | 議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第 | 6 | 議案第 4 号 財産の取得に関し議決を求めることについて |

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	田中	尚君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	長門	孝則君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	木村	誠君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山 本	正 徳 君
副管理者	宮古市副市長	桐 田	教 男 君
事 務 局 長		菊 池	敦 君
総 務 課 長		金 澤	建 司 君
施 設 課 長		田 中	晋 君
消 防 長		小 林	達 広 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長		畠 山	毅 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長		三 浦	正 成 君
指 令 課 長		内 田	信 也 君
消 防 課 主 幹		里 舘	郁 雄 君

議会事務局出席者

書	記	関 口	憲 史
書	記	山 崎	斗 夢

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和5年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、9番、長門孝則君、10番、豊間根信君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

- 議長（木村 誠君） 日程第3、議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

- 事務局長（菊池 敦君） 議案集1－1ページをお開き願います。

議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,862万8,000円とするものでございます。

第2条は、翌年度に繰り越して執行しようとする繰越明許費を第2表のとおりとするものでございます。

令和5年5月18日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますので、歳出補正予算事項別明細書1－6ページ、1－7ページをお開き願います。

4款消防費、1項消防費、2目消防施設費210万円の増額は、岩泉消防署に女性専用施設を整備するため、改修工事に係る実施設計業務委託料を計上するものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、歳入補正予算事項別明細書1－4ページ、1－

5 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金について、歳出補正額に基づき 3 節消防に210万円を増額するものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、1－3 ページをお開き願います。

4 款消防費、1 項消防費、消防施設事業について、今年度配備予定の水槽付消防ポンプ自動車の年度内の納入が見込めないことから、納期を延長し、入札に付するため予算を繰り越すものでございます。

以上が令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） これより議案第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 4 6 8, 6 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 5 年 5 月 1 8 日提出

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款				
1 分担金及び負担金		3,368,231	2,100	3,370,331
	1 負担金	3,368,231	2,100	3,370,331
補正されなかった款項にかかる額		98,297		98,297
** 歳 入 合 計 **		3,466,528	2,100	3,468,628

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計	補正前の額	補 正 額	計
款				
4 消防費		2,138,006	2,100	2,140,106
	1 消防費	2,138,006	2,100	2,140,106
補正されなかった款項にかかる額		1,328,522		1,328,522
** 歳 出 合 計 **		3,466,528	2,100	3,468,628

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 消防費	1 消防費	消防施設事業	66,000 千円

◎議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第４、議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集２－１ページをお開き願います。

議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宮古地区広域行政組合火災予防条例に規定する事項について所要の改正をしようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、第11条の２では、急速充電設備や電気を動力源とする自動車のほか、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものに対してコネクターを用いて充電する設備とし、全出力の上限を撤廃するとともに、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を追加するものでございます。

２－２ページをお開き願います。

第16条は、文言の整理を行うものでございます。

２－２ページから２－３ページにかけての第23条は、第３項の別表７に関する条文を削り、喫煙所と表示した標識を設置しなくてよい場合が示されたほか、第４項では禁煙または火気厳禁と表示した標識等を併せて設ける図記号についての規格を定めるものでございます。

次に、２－３ページから２－４ページにかけての附則でございますが、１の、この条例は公布の日から施行するものとし、第11条の２につきましては、令和５年10月１日から施行するものでございます。

２の経過措置につきましては、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている改正後の宮古地区広域行政組合火災予防条例第11条の２第１項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用につきましては、なお従前の例によるものでございます。

３の新条例第23条第３項第２号の規定の適用につきましては、当分の間、同号中、「喫煙専用室標識」とあるのは「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律附則第３条第１項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第２項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものでございます。

２－４ページをお開き願います。

４としまして、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第２項又は第３項第２号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第４項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。

以上が議案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和 5 年 5 月 18 日 提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（木村 誠君） 日程第 5、議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集 3－1 ページをお開き願います。

議案第 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、高規格救急自動車で、取得予定価格は税込み 2,213 万 2,000 円でございます。

取得方法は、買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、4 月 26 日、3 者による指名競争入札の結果、住所、岩手県宮古市太田二丁目 1 番 28 号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店店長、小瀧学と契約しようとするものでございます。

落札率は99.97%でございました。

納入期限は、令和6年3月29日でございます。

参考資料といたしまして、3－2ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年5月18日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。消防活動の用に供する高規格救急自動車の買入れをしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（木村 誠君） 日程第6、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林消防長。

○消防長（小林達広君） 議案集4－1ページをお開き願います。

議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、屈折梯子付消防自動車で、取得予定価格は税込み1億6,057万8,000円でございます。

取得方法は買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、4月26日、7者による指名競争入札の結果、住所、岩手県宮古市板屋四丁目5番17号、名称、株式会社ダイトク宮古営業所所長、岡本晃則と契約しようとするものでございます。

落札率は99.42%でございました。

納入期限は、令和6年3月29日でございます。

参考資料といたしまして、4－2ページに取得する財産の概要を記載しておりますので、ご参照願います。

以上が本議案に係る財産の取得に関する主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和5年5月18日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由。消防活動の用に供する屈折梯子付消防自動車の買入れをしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 以上で、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前10時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員